

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務方法書の一部変更について

業務方法書第7条第2項第1号に係る貸付利率の一部を以下により、変更をお願いしたい。

○ 変更事項

貸付金の種類のうち漁業資金、農林資金、商工資金、法人資金、住宅資金に係る利率の変更

〔貸付利率の変更〕

北方領土問題対策協会の貸付利率の設定は、平成18年3月17日に開催した「第19回内閣府独立行政法人評価委員会」及び4月28日に開催した「第21回独立行政法人評価委員会水産分科会」の場において、別紙1「貸付利率の設定方法について」及び別紙2「貸付利率の段階的変更方法」に基づき見直しすることをご了解をいただいているところである。

今回の利率の変更は、平成18年度より段階的に実施(平成18年4月、7月、10月、平成19年1月)してきた激変緩和措置の最終見直しである。

現在、住宅資金が基準としているフラット35の利率が3.126%、事業資金が基準としている漁業近代化資金の利率が1.90%又、経営資金が基準としている国民生活金融公庫の経営改善資金の利率が2.10%となっている。

なお、住宅資金が基準としているフラット35の利率は現在3.126%となっているが、3月5日前後に変更予定である。

このことから、別紙3「段階的変更の計算式」に基づき、当協会の貸付利率について、事業資金を1.52%及び経営資金を1.68%に変更させていただきたい。

また、住宅資金の利率については、3月5日前後に発表されるフラット35の利率に基づき変更することとし、改めて文書等により正式に委員各位から、ご意見を頂戴することとしたい。

なお、今後は別紙1の4.に基づき、貸付利率の見直しを行うこととしたい。

貸付利率の設定方法について

貸付資金のうち、住宅新築・改良資金（土地取得資金を含む）、事業資金、経営資金について下記のとおり利率を設定する。ただし、激変緩和措置として平成 18 年 4 月 1 日から、平成 19 年 4 月 1 日までの一年間をかけ段階的な変更を行うこととする。

記

1. 住宅新築・改良資金（土地取得資金を含む）の利率は、住宅金融公庫と民間金融機関の提携による証券化ローン「フラット 35」の全国平均利率の 80%の水準に設定する。
2. 事業資金の利率は、漁業近代化資金の「20 t 未満漁船資金」の利率の 80%の水準に設定する。
3. 経営資金の利率は、国民生活金融公庫の「経営改善資金」の利率の 80%の水準に設定する。
4. 平成 19 年 4 月以降の利率は概ね 6 ヶ月ごと（4 月と 10 月）に見直し、直近月の上記利率を基準に決定する。ただし、特段の事情が生じた場合は適確に対処する。
5. 上記 1～3 の算出にあたっては、小数点第 3 位以下を切り捨てするものとする。

貸付利率の段階的変更方法

貸付利率の変更に伴う激変緩和措置としての段階的変更は、平成18年度中の四半期毎に実施することとし、その方法は以下のとおりとする。

1. 基準金利
住宅新築・改良資金 住宅金融公庫「フラット35」
事業資金 漁業近代化資金「20t未満漁船資金」
経営資金 国民生活金融公庫「経営改善資金」
2. 設定方法 基準金利の80%の水準（平成19年4月時点）
3. 段階的変更時期 平成18年4月、7月、10月、平成19年1月、4月
4. 段階的変更の計算式（別紙3参照）

〔住宅新築・改良資金〕

利率の引き上げとなるため基準金利に80%を乗じて、平成19年4月変更時を100%とし、段階的引き上げ係数（率）を毎回4%とし、初回（平成18年4月）は84%を乗じることとする。

$$\boxed{\text{基準金利} \times 80\% (\text{設定水準})} \times \boxed{84\% (\text{初回引き上げ率})}$$

〔事業資金・経営資金〕

利率の引き下げとなるため基準金利に80%を乗じて、平成19年4月変更時を100%とし、段階的引き下げ係数（率）を毎回4%とし、初回（平成18年4月）は84%を除することとする。

$$\boxed{\text{基準金利} \times 80\% (\text{設定水準})} \div \boxed{84\% (\text{初回引き下げ率})}$$

段階的変更の計算式

1. 住宅資金

	フラット35	×	80%	×	係数	=	北対協 利率
平成 18 年 4 月	2.958	×	80%	×	84%	=	1.98
7 月	3.194	×	80%	×	88%	=	2.24
10 月	3.096	×	80%	×	92%	=	2.27
平成 19 年 1 月	3.168	×	80%	×	96%	=	2.42
4 月	()	×	80%	×	100%	=	()

※今回のフラット35の適用利率は平成19年3月の全国月平均利率

※利率の端数処理について

- ①フラット35の適用利率に0.8を乗じたものに小数点第3位以下の端数がある場合、小数点第3位以下を切捨
 ② ①で得た率に係数を乗じたものに小数点第3位以下の端数がある場合、小数点第3位以下を切捨

2. 事業資金

	漁業近代化 資金	×	80%	÷	係数	=	北対協 利率
平成 18 年 4 月	1.80	×	80%	÷	84%	=	1.71
7 月	2.10	×	80%	÷	88%	=	1.90
10 月	2.10	×	80%	÷	92%	=	1.82
平成 19 年 1 月	1.90	×	80%	÷	96%	=	1.58
4 月	1.90	×	80%	÷	100%	=	1.52

※今回の漁業近代化資金の適用利率は平成19年2月20日現在

※利率の端数処理について

- ①漁業近代化資金の適用利率に0.8を乗じたものに小数点第3位以下の端数がある場合、小数点第3位以下を切捨
 ② ①で得た率に係数を除したものに小数点第3位以下の端数がある場合、小数点第3位以下を切捨

3. 経営資金

	経営改善 資金	×	80%	÷	係数	=	北対協 利率
平成 18 年 4 月	1.80	×	80%	÷	84%	=	1.71
7 月	2.15	×	80%	÷	88%	=	1.95
10 月	2.20	×	80%	÷	92%	=	1.91
平成 19 年 1 月	2.10	×	80%	÷	96%	=	1.75
4 月	2.10	×	80%	÷	100%	=	1.68

※今回の国民生活金融公庫の経営改善資金の適用利率は平成19年2月9日現在

※利率の端数処理について

- ①国民生活金融公庫の経営改善資金の適用利率に0.8を乗じたものに小数点第3位以下の端数がある場合、
 小数点第3位以下を切捨
 ② ①で得た率に係数を除したものに小数点第3位以下の端数がある場合、小数点第3位以下を切捨